

京都市告示第 // / 号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成19年 6月29日

京都市長 榎本 頼兼

1 団体の名称

水垂町自治会

2 規約に定める目的

会は、会員相互の親睦と福祉をはかり、あわせて地域の発展に寄与することを目的として、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関する事。
- (2) 葬儀等の際の互助に関する事。
- (3) 交通安全、防犯、防火等に関する事。
- (4) ごみ処理、排水など保健衛生に関する事。
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事。
- (6) その他、会の目的に必要な事業及び連絡に関する事。

3 区 域

京都市伏見区淀水垂町1番地、2番地、3番地の1から3まで、10番地、14番地、107番地の1、107番地の2、120番地の3、137番地の2、200番地、201番地の1から4まで、203番地、218番地、239番地から259番地まで、262番地、268番地の1、268番地の2、269番地、270番地の1、270番地の2、271番地から276番地まで、327番地から329番地まで、330番地の1から46まで、330番地の48から53まで、333番地の2、

337番地の1, 337番地の2, 355番地, 368番地の2, 369番地の1,
369番地の2, 371番地, 372番地の1, 372番地の2, 374番地の2,
374番地の3, 383番地, 385番地, 391番地の2, 391番地の3,
392番地, 393番地, 395番地の2, 398番地, 399番地の3, 399番
地の4, 408番地の1, 408番地の2, 412番地の2, 414番地の1,
414番地の2, 416番地の1から3まで, 474番地から511番地まで,
511番地の1, 512番地, 514番地から522番地まで, 524番地, 525
番地, 525番地の1, 526番地から528番地まで, 529番地の1, 529番
地の2, 530番地の1, 530番地の2, 531番地, 531番地の2, 531番
地の3, 532番地から534番地まで, 535番地の1から3まで, 536番地か
ら538番地まで, 550番地, 551番地, 562番地, 563番地, 636番地
の2, 656番地の2, 656番地の3, 670番地の2, 674番地の2, 678
番地, 679番地の4から8まで, 705番地の1, 705番地の2, 733番地の
1, 733番地の3, 741番地の4, 741番地の5, 760番地の2, 760番
地の4, 775番地, 778番地の1, 778番地の2, 779番地の1, 779番
地の2, 780番地の1, 780番地の2, 781番地の1, 781番地の2,
782番地から785番地まで, 794番地, 806番地, 809番地の2, 809
番地の3, 810番地の2, 811番地, 812番地の2, 818番地及び820番
地の区域

4 事務所

京都市伏見区淀水垂町330番地の48及び49

5 代表者の氏名及び住所

長谷川 邦光 京都市伏見区淀水垂町330番地の28

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成19年 6月20日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)